

論点メモ（従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）

本重点分野は、昨年来規制改革推進会議で検討され、他省庁の取組に先行して進んでいる取組であり、ぜひ成功させるべき。

1. 標準的様式の項目を各自治体が自由に加除修正すれば、加除修正した部分は依然として手作業で対応せざるを得ない。就労証明書の分野での20%削減を達成するためには、可能な限り標準的様式をそのまま使用するよう（単に文書を発出するだけでなく）、国としての普及目標を設定して、自治体に対してハイレベルも含めて強く働きかけるべきではないか。
2. 企業が手書きではなく電子的に自動作成できるようにするためには、やむを得ず統一できない自治体がある場合、（1）標準様式の枠を修正せずに、「備考欄」の使用（もしくは不要な番号の指定）で対応するようにすべきである（すなわち、「加除・修正でなく加除のみとする」）。このようにすれば、備考欄のみが手作業となる。（2）加除・修正の有無を都度目視確認せずに済むように、国が指定した方法で、自治体が加除の有無、内容、日付を、明示させるべきではないか。
3. 紙で印刷したものを社印等により押印の上、自治体へ提出（「郵送」もありうる）することとなっているが、押印は不要ではないか。また、「行政の電子化の徹底」の観点からは、全て電子的に手続を完結すべきではないか。
4. 今年度の自治体の標準的様式の利用状況（加除修正の有無も含め）を早急に調査すべきではないか。
5. 自治体向け通知について以下のように改定して、再度通知すべきではないか。
 - （1）P 2-1.
「加除修正することは差し支えない」を「やむを得ず追加する場合には、標準的様式の枠（項目1~14）を修正せずに、「15 備考欄」で追加を記載する。また、不要な場合も、枠自体は変更せずに、不要な番号を指定する。」
 - （2）P 2-1.
「精査した理由」は、WEBサイトでの公表等、個別の問い合わせ（企業、自治体双方の負担増になる）を要しない方法で行うべきではないか。
 - （3）P 4「代表者名」
紙で印刷したものを社印等により押印の上、自治体へ提出することとなっているが、押印は不要にすべきではないか。
 - （4）P 5-II.
就労時間、実績等について、各自治体の解釈を確認する必要がないよう、より詳細に追記すべきではないか。
 - （5）P 9-No. 40, 41「備考欄に記載して頂くこととなります」
必要な項目があれば、標準的様式に盛り込むべき。一部の自治体で不要であれば、「記載があっても考慮しない」等の対応をとれば済むのではないか。
6. 就労証明書以外の育児休業証明書など、規制改革推進会議で提示された各種証明書の発行については、どのようなプロセスで実現していくのか。